

# 広報 おだわら ODAWARA PUBLIC INFORMATION

平成7年 2月15日

February 15, 1995 No.645

発行: 小田原市役所  
〒250-0010 小田原市秋葉300番地  
毎月15日発行  
編集: 広報課課長 (☎ 33-1261)

## 輝いてます、シルバー世代 おだわらシルバー大学文化祭



1月30日、幼稚園児に手品を披露

一月二十八日から三十一日の四日間、生きがいふれあひセンターいそぎ（市内酒匂）を会場に、第一回おだわらシルバー大学講師の作品展示や、手品、紙芝居の実演、餅つき大会などを楽しく行われました。おだわらシルバー大学は昨年の五月、市の生涯学習施設の一つとして六十歳以上を対象にスタート。手品や絵本の読み聞かせ、小田原の歴史、一般的な教養などを学びながら学習しています。受講生は自らを高めよう、また、学んだことを社会福祉や観光のボランティア活動に生かそうとして熱心に取り組んでいます。

## 中学校生徒 “飛ぶ造形展” 青空を舞台に作品発表



一月二十一日、酒匂川スポーツ広場で、小田原市中学校生徒飛ぶ造形展が行われました。この造形展は、簡単に言うと、手作りの立体風船や風車のコンテストです。生徒の創造力を高めることを目的に毎年行われ、二十五回目を迎える今年は、市内十二校からの代表百二十点が出品されました。

当日の会場は風もなく穏やかだったためか、思いどおりに風が上から吹く、苦心する姿もあちこち見られました。それでも、色鮮やかで個性的な形の風船を手にした生徒は、自分たちの作品を少しでも高く上げようと、懸命に努力と工夫を重ねていました。

### ページ 主な内容

- ❶ 用途地域指定案審議・市長隨想
- ❷ タウンクリーンUPおだわら・まいたうんねーと
- ❸ 特集 市の地震災害対策・歴史は時を超えて
- ❹ きらめき情報・けんこうコーナー
- ❺ 生命の星・地球博物館オープン・時の顔

閲覧は三月八日まで

## 用途地域指定替え案

市は、用途地域指定替え案のおり市案を作成しました。

説明会は昨年十一月七日から二十九日まで十三会場で行いました。その中で皆さんがいらしたいたい意見を検討して、次のとおり市案を作成しました。

● 領域移行の地区

原則として、表のような移行を行います。(地区に番号表示

のない地区が、原則移行となります)。

● 領域移行以外の地区

地区上に①～⑩の番号で示し

た地区は、それらの次のように

な移行を行います。

● 第二種住専用地域の部

低層住専用地域

第一種住専用地域

第二種住専用地域

第三種住専用地域

第四種住専用地域

第五種住専用地域

第六種住専用地域

第七種住専用地域

第八種住専用地域

第九種住専用地域

第十種住専用地域

第十一種住専用地域

第十二種住専用地域

第十三種住専用地域

第十四種住専用地域

第十五種住専用地域

第十六種住専用地域

第十七種住専用地域

### 統柄の記載例

#### 区分

#### 改正後

#### 特別養子

#### 養子

#### 嫡出でない子

#### (世帯主である又に認知さ

#### れていらない場合)

#### 妻の連れ子

#### (世帯主が夫である場合)

#### 夫の連れ子

#### (世帯主が妻である場合)

#### 事実上の養子

#### 長男、二女など

#### 長男、二女など

#### 子

#### 子

#### 妻(未届)の子

#### 妻(未届)の子

#### 妻の子

#### 妻の子

#### 夫の子

#### 夫の子

#### 縁故者

## 親との統柄を「子」に統一

これまで、法律上の夫婦の間に生まれた嫡出子と、嫡出でない子、養子などでは、住民票上に記載がそれなり異なっていました。

これにより、世帯主である親

が変わることになりました。

このたび住民基本台帳制度

に改正され、三月

より領事の部が改正され、三月

に統柄の記載がそろそろ統一されました。

これが原因で、これまでの親

の統柄の記載がそろそろ統一されました。

このたび世帯主の親の統柄

が統一されました。

このたび世帯主の親の











